

奄美群島振興開発基本方針の概要

基本方針は、法に掲げる基本的な事項について定めることとされている。

同方針では、農業、観光及び情報通信を中心とした産業振興をポイントに、以下のような構成としている。

1 序文

基本方針の性格を説明。

- ①国が考える奄美群島の振興開発の意義と方向を提示
- ②地方自治体が振興開発計画の策定を行う際の指針を提示

2 奄美群島の役割

奄美群島が、他の地域にない風土的な魅力に恵まれ、また、我が国にとって重要な役割を担っていることを説明。

①豊かな自然環境

我が国における生物多様性保全上重要な地域

②多様で個性的な伝統文化

我が国の文化・地域社会の多様性の維持・増進に貢献

③長寿・子宝・癒しの島

国民にゆとりと潤いのある生活の提供

④食料供給

野菜や魚類などで国民の食料安定供給に貢献

⑤領海・排他的経済水域の保全

南北200kmに点在する群島は、広範囲の領海・排他的経済水域を保全

3 振興開発の方向

今後の振興開発に当たっての諸施策の推進の必要性について説明。

①島ごとの特性を活かした産業の発展による雇用機会の拡大

- ・ 農業(サトウキビや花き・畜産等の高付加価値型農業等の振興)
- ・ 観光(東アジアに開かれた地理の活用、自然・伝統・文化等の特性を観光資源として活用)
- ・ 情報通信産業(情報通信基盤を整備し、情報通信産業を振興)

※平成21年度補正予算により奄美群島内ブロードバンド・ゼロ地域解消を達成予定
を中心に振興

②ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

ハード施策の効用の最大化のため、ソフト施策では、産業の活性化、人材育成、地域間交流の促進等を図り、また、群島の特徴や魅力を積極的に発信

③環境保全

環境保全策の積極的推進、自然との調和に十分配慮した各種事業の実施

④地域主体の取組の定着

行政、関連団体、住民などの連携を強化し、地域主体の取組みの定着を促進

この際、沖縄との調和のとれた発展の観点から沖縄振興施策との調和を考慮。また、自立的発展を着実に進めるため、明確な目標を振興開発計画で示し、具体的かつ総合的な評価を行う。

4 奄美群島の振興開発を図るための基本的な事項

法に掲げる産業の振興開発から関係者間の連携及び協力の確保までに関する以下の基本的な事項を提示。

①地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

②雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進（新規事項）

③観光の開発

④道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保

⑤生活環境の整備

⑥保健衛生の向上

⑦高齢者の福祉その他の福祉の増進

⑧医療の確保等

⑨防災及び国土保全に係る施設の整備

⑩自然環境の保全及び公害の防止

⑪教育及び文化の振興

⑫国内及び国外の地域との交流の促進

⑬奄美群島内の振興開発に寄与する人材の育成

⑭奄美群島の振興開発に係る(独)奄美基金、事業者、住民、NPOその他の関係者間における連携及び協力の確保（新規事項）